

令和4年度第1回
稲敷・龍ヶ崎地方3組合
経営検討委員会会議録

令和4年4月22日開会
令和4年4月22日閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

令和4年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会

と き 令和4年4月22日（金）午後2時

ところ 龍ヶ崎地方衛生組合 議場

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) 3組合統合に向けた令和4年度の組織体制について
- (2) 3組合統合に向けた令和4年度のスケジュールについて
- (3) その他

3. 閉 会

1. 稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会出席者名簿

岡野 功	龍ヶ崎市	企画課長
富塚 祐二	龍ヶ崎市	財政課長
二野屏 公 司	牛久市	次長兼政策企画課長
糸賀 修	牛久市	財政課長
彦坂 哲	取手市	次長兼政策推進課長
海老原 輝 夫	取手市	財政課長
布袋 哲朗	利根町	政策企画課長
蜂谷 忠義	利根町	財政課長
北澤 雅志	河内町	企画財政課長
濱田 好洋	稲敷市	企画財政課長
石川 大志	美浦村	企画財政課長補佐
糸賀 昌士	阿見町	政策企画課長
坂入 紀章	阿見町	財政課長

1. 3組合事務局

龍ヶ崎地方衛生組合

荒井 久仁夫	事務局長
風見 光三	事務局次長兼総務課長
杉山 晃	参事兼施設課長
浅野 大樹	総務課主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁谷 明宏	事務局長
斉田 典祥	事務局次長兼管理課長
根本 成壽	副参事兼管理課長補佐
坪井 智彦	管理課主査兼管理係長
坂本 操	消防長
永井 貴史	消防次長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小杉 茂	事務局長
川崎 幸生	事務局次長
松本 毅	参事兼施設課長
岩橋 勇生	総務課長

午後1時58分開会

○風見事務局次長兼総務課長 本日はどうもお疲れ様です。

それでは、ただいまから、令和4年度第1回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会を開催いたします。

まず、新年度ということでございますので、荒井委員長より挨拶及び各組合の職員を紹介いたします。

○荒井委員長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今年度も、本日お集りの皆様方のお力添えをいただきながら、来年4月1日の3組合の統合・複合化に向けて3組合、力を合わせて取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、3組合の職員の紹介ということで衛生組合のほうから紹介のほうさせていただきます。

〔3組合職員紹介〕

○風見事務局次長兼総務課長 続きまして、各市町村におかれましては人事異動があったところもあるかと思しますので、本日まで出席の皆様には、自己紹介をお願いしたいと思います。

龍ヶ崎市さんから順にお願いしたいと思います。

〔出席者自己紹介〕

○風見事務局次長兼総務課長 ありがとうございます。

次に、本日の資料の確認をしたいと思います。

資料につきましては、昨日、メールにてお送りさせていただいたものになります。

まず、本日の会議次第。

続きまして、資料1といたしまして、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の組織体制（案）ということで組織図ですね。

続きまして、資料2ということで、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会規約の案です。こちらが1部。

次に、資料3、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会幹事会規程、こちらも案となっておりますが1部です。

次に、資料4、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会組織・人事・給与分科会規程、こちらも案となっておりますが1部。

次に、資料5です。稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会財政・管財分科会規程（案）です。

次に、資料6、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会法制分科会規程（案）。

資料7です。稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議要綱（案）、こちらが1部。

最後に、資料8、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画工程表（案）

ということでA3横のものが1部です。

資料は、以上となりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**風見事務局次長兼総務課長** それでは協議に入りたいと思いますが、荒井委員長に議長をお願いいたします。

○**荒井委員長** それでは、次第に沿って進めてまいります。

協議事項（1）です。3組合統合に向けた令和4年度の協議体制についてです。

昨年度は、この3組合経営検討委員会で御協議いただきました新組合設置計画案等については、構成8市町村の首長さんが出席する龍ヶ崎地方衛生組合の管理者等会議の中の議題として協議をしていただき、この取組に関する意思決定をしていただいたところでございます。

今年2月に開催されました管理者等会議の中で、3組合統合の計画について御協議していただいた際に、今後、詳細な部分の協議を進めていく上で、3組合事務局職員だけではなく構成市町村職員の力もお借りしながら進めていくようにとの指示がございました。

また、現在、3組合の管理者は、別々の方が就任されておりますので、これまでのように衛生組合の管理者等会議において、3組合統合に関する意思決定を行うという形を改めまして、構成8市町村の首長さん方で構成する新たな協議会を設置し、協議検討と意思決定を行う、そういった形に移行したほうがよいのではないかと考えまして、令和4年度の協議体制といたしまして稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の設置案を検討したところでございます。

それでは、まず、協議会の組織及び規約案の内容について御説明いたします。

○**風見事務局次長兼総務課長** それでは、資料1と資料2を御用意いただきたいと思えます。

まず、資料1ですが、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会の組織体制（案）としてございます。

この組織図の一番上にございます協議会は、3組合の管理者により規約を締結していただき設置します。

協議会のメンバーは、3組合の正副管理者、つまり8人の構成市町村長とし、会長には、統合の母体となる稲広組合の管理者に就任していただき、衛生組合、塵芥組合、両組合の管理者に副会長をお願いできればと考えております。

次に、協議会の下に分科会と幹事会を置いてございます。

まず、左から、組織・人事・給与分科会でございます。こちらは行政組織及び人員配置に関する事、給与制度に関する事を担当していただき、構成メンバーは、構成市町村の人事担当課長と、3組合の幹部職員としてございます。

分科会長は、統合の母体となる稲広組合事務局長としてございます。

次に、財政・管財分科会です。こちらは経費支弁に関する事、つまり負担割合についてでございます。

そして、事務所の整備に関する事、こちらには費用なども発生することになると思っております。

そして、財産管理に関する事、こちらは基金も含めた3組合の財産処分などについての協議となります。

このような内容を担当していただきまして、ここの構成メンバーは、構成市町村の財政担当課長と、3組合の幹部職員としております。

分科会長は、主たる事務所を計画では塵芥組合の事務所としておりますので、塵芥組合事務局長としたものでございます。

次に、法制分科会です。こちらは、例規の整備や新組合初議会の議案の調製などを担当していただきたいと思っております。構成メンバーは、構成市町村の法制担当課長と、3組合の幹部職員としてございます。

こちらの分科会の会長につきましても、統合の母体となる稲広組合事務局長としてございます。

続きまして、幹事会でございますが、統合に向けたスケジュールの管理や、分科会の統括及び進行管理、構成市町村との連絡調整などを担当し、構成メンバーとしては、構成市町村の広域行政担当課長と、3組合の幹部職員としてございます。

こちらは、これまでの3組合経営検討委員会に当たるものでございまして、これまで同様、8市町村で構成する衛生組合のほうが、担当していきたいと考えておりますので、幹事長には衛生組合事務局長を充てております。

次に、協議会の下に、附属機関として、これまで同様、3組合間での調整のための3組合幹部会議を置き、また、協議会そのものの事務局もこれまで同様、8市町村で構成する衛生組合を充てるとしてございます。委員長には衛生組合事務局長を充てるとしてございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。

こちらが、3組合の管理者に締結していただく、協議会規約の案でございます。

1ページの真ん中より少し下になります第3条ですが、こちらに協議会の協議事項の記載がございます。

まず、現時点では、まだ案となっております稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画に関する事項。

次に、3組合の統合及び複合化に関する連絡及び調整に関する事項。

次に、3組合の統合及び複合化に関する情報の提供に関する事項。

そして、前3号に掲げるもののほか、必要な事項ということを記載してございます。

次に2ページを御覧いただきたいと思っております。2ページの中ほどでございます第8条、会議等でございます。

協議会の会議は、会長が招集し会長が議長となるとしてございます。

協議会は、これまで同様8人の首長さんが揃う衛生組合の管理者等会議の日程に合わせての開催を想定しておりますが、その場合であっても、衛生組合の管理者等会議は終了、一度閉じまして、あらためて会長に協議会として仕切り直して協議をしていただくことになるような形を想定してございます。

次に、第10条において幹事会の設置、次の3ページになりますが、第11条において分科会の設置を規定しております、第11条第2項、分科会の名称及び分掌する事務は、最後になります4ページの別表に担当事務のほうに記載されてございます。

3ページに戻っていただきまして、第12条が事務局の設置についての規定でございます、第2項において衛生組合としており、第13条において、附属機関として幹部会議を設置してございます。

分科会や幹部会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めることとしてございます。

次に、第14条の経費ですが、費用は衛生組合の予算から支出するとしておりますが、ただし書でその費用は3組合が3分の1ずつ分担するとしており、稲広、塵芥から負担金として頂くことを想定しております。

協議会の設置案についての説明は以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明がありました、この協議会の設置案につきましては、事前に各首長さん方に御説明をさせていただいております。

その際、特段の御意見はございませんでしたが、5月6日に衛生組合の管理者等会議がございまして、その中で改めて協議会の設置案について御協議をしていただき、了承をいただければ同日付けで協議会を設置したいと考えております。

分科会につきましては、この後、説明をさせていただきますが、ここまでの協議会の件で何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○糸賀牛久市財政課長 すいません。牛久市財政課の糸賀です。座ったままでよろしいでしょうか。

○荒井委員長 どうぞ。そのままです。

○糸賀牛久市財政課長 今回の規約の改正で、協議会から新たに幹事会等を作るということで、趣旨は理解いたしました。

この図のほうで見ますと、協議会がトップにあるのは当然ですけれど、幹事会のほうが分科会の統括と言いつつも横並びになっている形のほうがよろしいんですか。

それとも、幹事会があって、分科会がその下にあるという形ではないんですか。

そこだけちょっと疑問で、作ることにについては疑問はないんですけれど。

○荒井委員長 組織図ではそういうことになってますけれど、実際の運用上は、今、牛久市さんのほうから話があったような形で、統括するわけですから本当なら上に行くような

形になってもよいと思うんですけど、皆、とりあえず横並びで、すべてこちらのほうでも3組合、すべての分科会にある程度関与していく、併せて関与していく、そういったことも柔軟に対応していく体制にもしたいと考えておりますので、横並びで体制図のほうは御勘弁いただきたいと思います。

○糸賀牛久市財政課長 ありがとうございます。

○荒井委員長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に、分科会についてです。

先程、御説明申し上げましたように、今後、詳細な事項の協議につきましては、分科会を設置し担当事務ごとに協議を進めていければと思っております。

その分科会には、構成市町村から担当課長さんにも入っていただきまして御協議をお願いしたいと考えております。

それでは、分科会の設置案について御説明いたします。

○風見事務局次長兼総務課長 それでは、分科会、幹事会及び幹部会議の規程、要綱について説明させていただきます。

先程の説明と重複する部分もございますが、御了承いただきたいと思います。

資料につきましては、資料3から資料7までを使用します。

まずは、資料3でございます。幹事会規程でございます。

まず、第2条を御覧いただきまして、幹事長についての記載がございます。幹事長は衛生組合の事務局長、第3条で副幹事長は稲広組合、塵芥組合の事務局長をもって充てるとしてございます。

第4条に幹事といたしまして、3組合の構成市町村広域行政担当課長をもって充てるとしており、幹事は、幹事会の構成員として事務を掌理し、幹事会の意思決定に加わるとしております。

第5条は会議の規定となっており、第6条に関係職員の出席ということで、幹事長は規約第11条に定める分科会に所属する職員その他必要と認める者を会議に出席させ、意見若しくは、説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるとしたものでございます。

2ページになりますが、第7条には報告ということで記載がございます。幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について協議会に報告するものとするとしてございます。

ここで訂正がございます。1ページに戻っていただきまして、第5条の記載のところに、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会、こちらに括弧で以下協議会という規定しておりますが、2ページ目の第7条、こちらにも協議会の名称が出るのですが、また同じように稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会ということで、同じ名称が記載されております。

申し訳ございませんでした。こちらについては、修正をしまして管理者等会議へは提示したいと思っております。よろしくお願いいたします。

この幹事会の庶務につきましては衛生組合が処理いたします。

次に、資料4から資料6、こちらが各分科会の規程でございます。分科会の規程の造りはそれぞれ同じ形態をとっております。それぞれ第2条に協議事項、第3条に組織、第4条に分科会長、第5条に副分科会長について定めておりまして、先程の資料1で御説明した内容を記載してございます。

2ページ目の中ほどより少し下に、代理出席ということで第8条の規定がございます。委員は、分科会長に届出を行った上で、自身が指定する当該構成市町村の担当者を代理出席させることができると規定しております。

こちらは、詳細な内容の協議となってくる場合もございますので、その内容によりましては、課長さんではなく実務担当者、例えば、課長補佐さん、係長さんが出席いただき、協議を進めていただければと考えたものでございます。

先程の幹事会の規程には、代理出席の規定は設けておりませんが、幹事会は、スケジュール管理や分科会の進行管理など、この取組全体の協議を行うこととなりますので、あえて代理出席の規定は設けておりません。

次に、資料7でございます。こちらは3組合経営検討幹部会議要綱でございます。

3組合幹部会議につきましては、これまでと同様に会議を行っていくわけでございますが、今回の協議会及び分科会の設置に伴いまして、改めて要綱を定めるものでございます。

第3条第4項に新たな規定といたしまして、会議の結果は委員長が必要に応じ協議会に報告する旨を定めているところでございます。

会議そのものの内容、メンバーにつきましては、これまでと同様の会議となる予定でございます。

説明は以上です。

○荒井委員長 ただいま説明がありましたが、組織・人事・給与分科会、財政・管財分科会、法制分科会の3つの分科会とそれを統括する幹事会を設置し、それぞれの分野で協議を進め、協議会へ報告していくという流れで進めさせていただきたいと考えております。

また、構成市町村からそれぞれの分野の担当課長さん方に入っていただくことを前提としておりますが、詳細な協議が必要となった場合には、課長さんではなく実務担当者に御出席いただくことになるかと思っております。

分科会に関しまして、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○彦坂取手市政策推進課長 取手市政策推進課です。お世話になります。

体制の図面と、一通りの規程等の案のほうをお聞かせいただきまして、立て付けとして非常によくできているのではないかと思います。

実質的には、先程いろいろお気遣いいただいた中で、分科会と幹事会が横並びであったり、組合の幹部会議が図面上では下の部分に在ったりとかありますが、実質的には、管理者さんがいらっしゃる協議会がある中で、3組合の、まず、幹部会議が実質的と言ったら

変ですが、様々なところをお決めいただき、お考えいただいた後に、幹事会のほうで仕分けし、それぞれの分科会のほうで実際の作業に入ると、かつ、その中において担当課長と入ってはおりますが、これについては、細かい部分については担当者レベルまで落とし込んだ協議を行えるようなしつらえにしてあるという理解で、まずはよろしいでしょうか。

○荒井委員長 はい、そのとおりです。

○彦坂取手市政策推進課長 その中で、非常に、今、こういう形で昨年度から何度か集まらせていただいておりますが、大きく広がって8自治体の、かつ、人事、法制、財政、広域行政という形でそれぞれに集まってもらうのは、スケジュール的にもかなり厳しいものになりますし、そこでこれから、一からとかゼロから決めていくっていうのは、実質問題、厳しいかなとは感じているところなんです。

ですので、ぜひとも、意見というか要望になってしまうんですが、幹部会議のほうである程度の部分を詰めていただいて、問題点は分科会のほうにおろしていただいて協議をしてっていうようなしつらえで、組合さんの図面のほうで出ている工程表になるべく沿う形のスケジュールで進めていただければなと思っておりますので、その点は要望としてお伝えしておきたいと思います。

○荒井委員長 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○二野屏牛久市政策企画課長 すいません。ちょっと単純な質問なんですけれど、牛久市政策企画課です。

この組織体制の表のほうで、構成ということですので3組合の事務局長、次長、課長ということで書いてあるんですけれど、規程それぞれ若干の違いはあるんですけれど、課長さんとか次長さんが入っていないものもあるように見受けられるんですけれど、その辺は。

私のほうで見落としているかもしれないので。

例えば幹事会のほうでは、次長さんと課長さんが見つけれないというのと、資料4の例えば組織・人事・給与については、次長さんは3条のほうで出てくるんですけれど課長さんは出てこないというふうに見えるんですけれど。

○彦坂取手市政策推進課長 資料3の例えば幹事会だと第4条で、構成する市町村にいきなりなっちゃっているんで、3組合の局長、次長、課長が入らないような形になっちゃっているんです。

○荒井委員長 ここは、3組合のほうの事務局のほうの名前が載っていませんので、ここはちょっと手直しする必要があるのかなと思います。これにつきましては、管理者等会議までに修正していきたいと思います。

すいません。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

実はですね。委員の人数、分科会なんですけれど、今、御質問出てきた事務局側の担当

人数とも絡みがあるんですけれど、各分科会委員丸人以内をもって組織するというふうにしています。というのは、例えばこの3つの分科会、すべての構成市町村から人数、全員出していただいて、事務局のほうも3組合すべて局長、次長、課長と入っていますけれど、これをある程度絞った形で開催をしていったほうがいいのか、それとも全員入ってやっていったほうがいいのか、その辺ちょっと御意見等いただきながら、ここの数字を入れてもいいのかなと思ひまして、あえて数字は入れませんでした。

例えば、財政・管財分科会につきましては、経費支弁に関する事ということで、分担金に関する協議をしていただくこととなります。そうするとここは全構成市町村の財政担当さんに入っていただく必要があるのかなと。

同じようなことを、この法制分科会と組織・人事・給与のほうにも該当させて、その分科会の人数に含めたほうがいいのか、それともそこはある程度絞った形で話し合い、協議をしていったほうがいいのか、その辺ちょっと御協議いただければなと思ひました。

分担金に絡む部分は一番デリケートなところだと思いますので、ここは欠かさずすべて入れる。法制に関してはある程度、8構成市町村あるわけですが、代表市町村、例えば8ある中の半分とか、そういった人数で入ってやっていくと。組織・人事・給与のほうも同じですね。ここも半分ぐらいに絞ってやる。その辺、その分科会の運営上の負担と言いますか、回数、業務もある中で協議していただくこととなりますので、その辺何かいい案あれば御意見いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○彦坂取手市政策推進課長 おっしゃっていることは非常によく分かりますし、構成市町村の手間隙という言い方あれですが、実際の動きを考えるとすべてのところで全構成市町村が入るってところは、やや現実的ではないのかなと思うんですね。

ただ、せっかくというのであれば、組織体制においていろいろな形でお気遣いいただいておりますので、そういう意味ではすべて等しく入れておいたほうがいいのかと、ただし、どういう書き方がいいのか分かりませんが、何人以内だとフルメンバーにしておくんですけれど、ただし、開催に当たっては、協議内容とか協議事項によって、必要な云々みたいな形で、実際に集まるときには、ある程度絞って落とし込めるような内容にするっていうのも一つのやり方かなと思ひます。

もちろん、今日この場で8でやるところと4、4にするところをある程度御了承というか、いただけるのであればそれも案として出すか、その2つかなと思うんですが。

○荒井委員長 はい。

どうぞ。

○糸賀牛久市財政課長 すいません。牛久です。

今、取手市さんからも8、4、4とか全部入るって形の意見もありますけれど、逆に4をどこにして、逆にその4にしたところを、じゃあ構成市町村のどこを選ぶっていうのが逆に苦労しないですかね。

どこの市町村も構成に入っているから、必然と1名ずつ出てもらうというほうが、事務局のサイドでは、そのほうが逆に楽なのかなと。

例えば人事・給与ありますけれど、構成市町村によってはやり方も、地域手当一つをとっても変わってくるわけですから、いろんな意見が伺えると思うんです。そうしますと、例えば地域手当もらっているところと、もらっていないところ、逆にたまたま構成市町村がもらっているところだと、そういった意見しか集約されないという形になりますし、であるならば、自分が事務局サイドだったらフルで入れておいたほうがいいのかという考えです。

○荒井委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、とりあえずこの規程のほうに関しましてはフル人数で書かせていただいて、実際の分科会の開催に当たりましては、そこは市町村さんの御都合等、仕事の関係の御都合等もあるでしょうし、その協議内容にもよって、かかわりの深い事案だったり、薄い部分もあるかと思うんですけれど、そういったことで柔軟にこちらから連絡調整をさせていただいて、出席者を絞ってと言いますか、募って開催していくというやり方をしていきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 ありがとうございます。

続きまして、協議事項（2）です。3組合統合に向けた令和4年度のスケジュールについてです。

これまで御説明しておりましたスケジュールでは、今年6月の市町村議会へ統合に関する議案を上程する予定でありましたが、現実的に不可能となりました。

首長さん方からは、もう少し議会への説明をしてほしいといった御意見もございましたし、議員定数に関して3組合や構成市町村議会での協議も進めていただく必要がございます。

そのようなことから、スケジュールを見直したいと思っております。

その見直した資料がございますので、そちら見ていただいていると思うんですが、改めて説明させていただきます。

○風見事務局次長兼総務課長 それでは、資料8をお願いいたします。

こちらは今年度、令和4年度の統合に向けた取組、新組合設置計画の工程表（案）ということでお示ししております。

まず、一番左は項目ということで、上から、統合複合化全般、県との調整。

次の欄では、議会での協議。

真ん中ぐらいにありますけれど、こちらが、先程から説明しております統合・複合化協議会に関するスケジュールというような3段で見るような形で記載されております。

一番下と下から2番目には、ごみ処理の広域化、斎場事務の複合化についての記載もございますが、こちらについては、継続的な協議ということで適宜行っていくものとして記載したものでございます。

それでは、スケジュールに関してですが、まず、5月でございます。こちら一番上の全般のところでございますように、先程申し上げております衛生組合の管理者等会議、こちら5月6日に予定されております。ここで協議会設置に関する協議をしていただく予定でございます。

この会議で協議会の設置について了承いただければ、その内容、協議会の設置についての御説明を、そこから少し下になります議会、組合議会の欄のオレンジの丸のあたりになりますが、5月中旬以降に3組合の議会へこの協議会の設置の御説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

協議会が設置されれば同時に先程の幹事会、各分科会も設置されますので、協議のスケジュール調整などを幹事会のほうで行い、実際のそれぞれ協議がスタートされるということになります。

その協議内容については、また幹事会のほうに上げ、幹事会から協議会へ適宜報告を行うことになります。

現在、案となっております新組合設置計画、こちらにつきましては6月、7月ぐらいにあります黄色い丸になりますけれど、協議会のところですね。そこで計画の決定ということでこちらを6月、7月頃を予定しております。

議会のほうの協議でございますが、議会のほうでは協議会と3組合の議会、全員協議会が連携しまして、議員定数等、3組合統合時の議会の課題についての御協議をしていただきたいと考えているところでございます。

また、構成市町村議会におきましても同様に、適宜、報告を行い協議をしていただきたいと考えているところでもございます。

協議会、各分科会、各議会での協議を踏まえまして、こちらにありますように、こちらですと市町村議会の欄になりますが、構成市町村の12月議会定例会には、統合に関する議案、こちらを上程していただきたいと考えているところでございます。そこへ向けて必要な協議を進めていくということになります。

この統合に関する議案が可決成立された際には、茨城県への申請や届出、例規の最終調整や、当初予算の組合での議決、新組合人員配置の決定等を経て、令和5年4月1日に新組合の設立というのがスケジュールとしてございます。

新組合設立後は、その後すぐに、初議会の開催もされることになります。

簡単ではございますがスケジュールは以上でございます。

○荒井委員長 ただいま説明にありましたように、現時点では、これまでどおり令和5年4月1日の新組合設置を前提としておりまして、それには遅くとも今年12月議会には関係

議案を上程いたしまして、議決をお願いしていきたいと考えております。

ただ、このスケジュールにつきましても、様々な課題をクリアしながら協議がスムーズに進捗した場合の日程と考えております。

今後、スケジュールの進捗につきましては、先程説明した幹事会の中で御報告をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

このスケジュールに関しまして、何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○岡野龍ヶ崎市企画課長 龍ヶ崎市です。

元々6月議会のほうでっていうのを目標として、その翌年度4月に新組合設立という予定をしていたと思うんですが、となると、当初、議決をいただいて半年間かけて準備作業を進めて行く段取りだったかと思うんですけど、それが12月議会に6ヶ月ずれて、元々半年間みていた準備期間が3ヶ月になってしまうという状況かと思うんですけど、その辺で何か支障になるような事項というのは、想定されるものがありましたら。

○荒井委員長 支障と言いますか、事務的には非常にタイトになるものと思っております。

準備につきましては先程の3つの分科会が機能していくことが前提になります。

限られた期間で、12月上程といいますとある程度この分科会で主要な論点となるようなところもまとまっていなくて12月に上程できないのかなと思っております。この分科会の整理、まとめというのも12月議会ですと、10月いっぱいを目途にある程度進めて行く、そういう覚悟が必要かと思っております。

また、12月に提出いたします議案につきましては、決められた規約とか、あとは組合の解散、そして財産処分、取手市さんに関しては、組合への加入に関する議案が必要になってきます。そういった議案については、もう大体定型どおりの議案ですので、すぐまとまります。要はその上程に際して必要となる3組合への説明、構成市町村への説明で重要となる事項ですね。分科会で協議される事項についてきちんと整理しまとめておかなければならないというふうに認識しておりますので、そういったことでこちらの事務局サイドとしてはそのように進めていければなと思います。

○岡野龍ヶ崎市企画課長 あと、もう一点、さっき聞けばよかったんですけど、組合の議員定数、課題というよりは議論して進めていくべき話だろうと思うんですけど、先程の分科会とは別のラインで協議が進むということでよろしいですね。

○荒井委員長 はい。その点につきましても、すでに動いております。

まずは、3組合の議長さん方に新組合議会の課題として、こういう課題がありますよというのを提示しております。数字は出していませんよ。定数等の数字は出していませんが、課題として提示、あとは議員の移行時の身分はどうするんだとか、常任委員会のほうはどうするんだとか、そういったことを提示して、説明をさせていただいております。

ただ、その時の3組合の議長というのはすべて龍ヶ崎なんですよ。首長さん8人まわってきましたけれど、龍ヶ崎の議員さんだけに説明するのcaというよな、ちょっと御不満をもった首長さんがいたのも現実で、事実でございます。

そういったことからこの議会に関する協議につきましては、この協議会と3組合の全員協議会の直接のやりとりとしていきたいなと思っております。同じ時期に同じ情報を、まずは3組合の議員になりますけれど、その議員全員に提示する。同じ時期に同じ情報を、そして御協議をいただく、そういったことを原則としてお願いをしていきたいと思っておりますし、事務局サイドでも何か提案等を求められた場合には、意に沿った形で用意、準備をして説明していきたいなと思っております。そのようなやり方でいきたいなと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、次に、その他の案件に移りたいと思います。

先程、首長さん方から議会への説明をしてほしいという御意見があったと御説明いたしました。今回の協議会の設置の件を含めた今年度のスケジュール等を、まずは、3組合の議会全員協議会のほうへ説明させていただきたいと思っております。その後、市町村議会のほうに同じ説明をしていきたいと思っております。

そこで、日程の件となりますけれど、あくまでも5月6日の管理者等会議で協議会についての御了承をいただいた後になりますので5月中旬以降になるかと思っております。すでに日程等の調整が行われておまして、稲敷市さんが5月20日、利根町さんが5月の25日、美浦村さんが6月の7日に、それぞれ全協で説明することが内々に決まっております。

そのほかの市町村さんにも6月議会を挟んで議員さん方が集まる機会があるのかなと思っております。

そこで日程が決まっていない市町村さんに御相談ということになりますけれど、その説明についてただいま御紹介しましたように組合のほうで出向いて説明を行ったほうがいいのか、若しくは、市町村さんのほうでこの協議会立ち上げの件等について説明をしていただけるのか、そういったことも含めて御意見等いただければと思っております。いかがでしょうか。

河内町さんからも、説明をしてほしいということでこちら側に打診があったところなんですけれど、まだ日程等については決まっておりません。

そのほかの4市のほうの説明ですね。それはこちらから行ったほうがいいのか、全協での説明になると思うんですけれど、それとも、今日おみえの課長さん方から説明をしていただけるのか、その辺もちょっと御意見いただければ。

○糸賀牛久市財政課長 前回の事を考えれば、去年は確か出向いていただいて説明、牛久の場合は議場の中で説明いただいたと思うんですが、同じく行っていただければ非常に助かります。日程調整のほうは議会事務局との調整となると思っておりますけれどよろしくお願

いします。

○荒井委員長 じゃあ牛久市さんはそういうことで、こちらから出向くこととします。

取手市さんはいかがでしょう。

○彦坂取手市政策推進課長 取手市といたしましても、牛久市さんと同じように、これまでの経過の中で組合さんのほうに来ていただいて説明していただいておりますので、同じようにしていただけると、大変日程厳しい中でお忙しいのは存じ上げておりますが、それでもやはり来ていただいたほうが、うちの議員も含めてスムーズに行くかなと考えていますので。

○荒井委員長 龍ヶ崎市さん、どうですか。

○岡野龍ヶ崎市企画課長 龍ヶ崎市は、ほとんどの議員さんが組合の議員さんになっている重複する状況でありますので、また前と同じような形でこの組合にも属していない議員さんに個別に説明いただくというような形でよろしいかなと思いますけれど。

○荒井委員長 全員じゃなくとも。

○岡野龍ヶ崎市企画課長 議会事務局のほうとも話して回答したいと思います。

○荒井委員長 ありがとうございます。あとは阿見町さん。

○糸賀阿見町政策企画課長 阿見町ですけど、うちのほうも昨年と同じように、全員協議会で説明いただいていたと思いますので、同じように説明いただければと思います。

○荒井委員長 わかりました。ありがとうございます。

では、基本、龍ヶ崎市さんを除いて、残りの市町村さんにはこちらから出向いて説明をさせていただくということにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議会との日程調整なんですけど、その辺はお願いできればと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○荒井委員長 すいません。大変でもこちら衛生組合のほうに、調整していきたいと思いますので御連絡いただければと思います。

よろしいでしょうか。そのほか、ないですか。

本日の協議、議事のほうはこれで終了となります。本日の協議結果につきましては、5月6日の管理者等会議へ報告させていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後2時54分閉会